

鹿児島県踏切道改良協議会規約（案）

（目的）

第1条 鹿児島県踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、鹿児島県の踏切道において、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他鹿児島県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項等）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1）地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2）法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （3）地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （4）法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、（1）及び（3）の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- （5）法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- （6）前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（協議会の組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に開催する。

- 2 協議会に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 原則、議長は、九州地方整備局長及び九州運輸局長の双方が毎年交互である。
- 4 原則、副議長は、九州地方整備局長及び九州運輸局長の双方が毎年交互にあたり、議長を補佐する。
- 5 議長及び副議長は、協議会の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 6 協議会の議長及び副議長以外の構成員は、別表に定める者のほか、必要と認められる者を参加させることができる。

(踏切道改良検討会)

第4条 協議会は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため、必要に応じて、踏切道改良検討会を設置することができる。

2 踏切道改良検討会を設置する場合は、別に規約を定めるものとする。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、議長が自ら、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、協議会の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会において、協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会事務局は、九州地方整備局道路部地域道路課、九州運輸局鉄道部計画課及び鹿児島県土木部道路維持課・都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月14日から施行する。

一部改訂 令和5年3月24日

別表 ※第3条関係 構成員

職名
鹿児島市長（道路管理者）
始良市長（道路管理者）
鹿児島県知事（道路管理者）（踏切道密接関連道路の道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む都道府県知事）
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
鹿児島市交通局長（鉄道事業者）
九州地方整備局長（踏切道の所在地を管轄する地方整備局長）
九州運輸局長（踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長）

別表 ※改良すべき踏切道関係

踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
笹貫5号踏切道		鹿児島県	鹿児島市交通局
宮田通り踏切道		鹿児島市	九州旅客鉄道株式会社
竹下踏切道		始良市	九州旅客鉄道株式会社
磯街道踏切道	R4.12.16	鹿児島市	九州旅客鉄道株式会社